

新たな過疎対策法の制定に関する特別決議

過疎地域の振興対策については、昭和45年以来4次にわたる特別措置法の制定により過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきている。

しかしながら、我が国全体が人口減少社会に転じる中であって、東京一極集中が依然として続き、過疎地域の人口減少・少子高齢化は極めて深刻な状況にある。

このような中、過疎地域の町村は、税源に乏しく財政基盤が弱く、極めて厳しい財政運営を余儀なくされており、基幹産業である農林漁業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている。加えて、自然災害が頻発化・激甚化する中で、災害に強い安全安心な地域づくり等の新たな課題も大きくなっている。

過疎地域の町村は、こうした厳しい状況のもとにあっても、伝統・文化の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源かん養、自然環境の保全、災害の防止、地球温暖化対策への貢献等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けている。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人々が住み続け、持続的に維持されることによって発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要がある。

よって、今後の過疎対策については、都市部を含めた国家的課題であるとの認識のもと、長期的視点に立って継続して取り組むことができるよう、総合的な過疎対策を推進するための新たな法律の制定を強く求める。

以上決議する。

令和2年11月26日

全国町村長大会